

**生活保護 市議会陳情**  
**生健会 「分かり安い『通知書』に改善を」**  
**保護課 「法に照らしても極めて重要。明確に分かるようにする」**



市議会保健福祉委員会で口頭陳情をする田中一郎 小倉生健会副会長

10月16日、北九州市議会保健福祉委員会で、生活と健康を守る会(生健会)北九州ブロック協議会が提出した、「生活保護変更決定通知等を分かりやすくして」と求めた、陳情の審査が行われ、日本共産党の藤沢加代委員長と、パートナーシップ北九州の柳井誠委員が質問しました。

**■保護課長「不十分なものは指導していく」**

保護課長は「行政監査の中で、生活保護の決定の却下処分の理由付記が極めて悪いと指摘された。理由付記が非常に大事であり、改めて(各福祉事務所の)課長会議で伝達した。今後、監査班による課内監査の中でも機会あるごとに通知書等の内容が不十分なものは指導していきたい」と答弁しました。

**■保護課長「行政法に照らして極めて重要」**

「決定通知は処分理由を書かなくてはいけない。これは行政法に照らして極めて重要

だ。今後、できるだけ処分理由を明確に受給者に分かるようにする」。

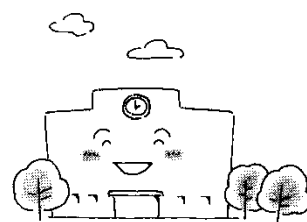
**■保護課長「通知書は単なるお知らせではない」**

「10年ぐらい前、我々北九州市は、生活保護の裁判で色々負けました。その時も問題になったのは、手続きのところで、裁判所の方から厳しく断ぜられました」。

また、「通知書は単に生活保護受給者へのお知らせではなく、法的に定められた手続きであり、権利を侵害しないようにと重々説明しておりますが、改めて機会あるたびに課長会議等で、その辺をしっかりと考えて仕事をしよう」と指導していきたいと考えております」と答弁しました。

また、過払いの戻入についても「お互いに納得しあってやらないと、後々トラブルの元になるので、十分丁寧に説明して理解を得られるよう努めていきたい」と答えました。

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
 一人はみんなのために、みんなは一人のために



**年金から天引きの税金を取り戻そう!**

平成 30 年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	北九州市小倉北区	受給者番号	
区	分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分			
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分		630066	48246
本人			
特別	そのほか		

この合計納税額  
**167,390円を取り戻す**

所得税法第203条の3第1号適用分	*****0円	*****0円
所得税法第203条の3第2号適用分	*****0円	*****0円
所得税法第203条の3第3号適用分	*****0円	*****0円
所得税法第203条の3第4号適用分	**1,654,337円	***119,144円

**年金受給者も確定申告を**

左図はAさんの年金の源泉徴収票です。2箇所からの年金で納めた税金167,390円を取り戻しました。

年金-必要経費=所得。所得-(社会保険、生命保険、配偶者、基礎、医療費、寄付金)等控除=課税される所得額。これがマイナスになれば税金が戻ります。  
 ※今から準備を。

**北九州市社保協が「保護課」と懇談**

北九州市社会保障推進協議会(社保協)は、弁護士や専門家、ソーシャルワーカーや議員、生健会などが毎月「生活保護連絡会」を開いています。

市保護課と年に一度、生活保護について、懇談も行っています。今回は、介護保険の関係者も沢山参加し様々な課題について議論しました。



市保護課と社保協が懇談(約30人が参加)10月25日

**東京在住の友人から うれしいお便り**

**「本当にいい会報、家族にも読ませたい」**

パソコンは便利です。「小倉生健会」で検索したら、会報がいくつかヒットして、そこから「平和と暮らしを守る北九州市民の会」のホームページへ導かれ、1号から25号まで、全部読みました。「市民の会」のHPにも感動です。

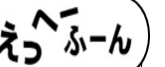
「小倉生健会 生活と健康を守る」は、本当にいい会報ですね。家族にも読ませたいと思い、プリントアウトしました。夫も、「さすがやねえ」といいながら、読んでいました。

ニュースだけでなく、「えっ へー ふーん」

や「役立つ制度」、心動かされる読みもの、議会報告、資料等々。読者の皆さんが保存したくなるのもうなずけます。

そして、何より、利用者の切実な声リアルです。「おむすび食べたい」と書き残して餓死した、あの頃と世の中は変わってないですね。

「生活と健康を守る」はネットで読みます。夫やケースワーカーをしている娘にも読んでもらいます。



# 生健会 北九州市ブロック協議会が 市に要求書提出（要旨）

## 1、高齢者・障がい者のために

- ①一人暮らしの孤独死・孤立死を防ぐため、「いのちをつなぐネットワーク」事業の充実をはかり、地域の見守り対策と孤独死防止対策を充実させて。
- ②高齢者の社会参加を促進するために、路線バス、JR、モノレール、タクシーにも使える敬老無料パス制度をつくって。減額された敬老祝い金は平成25年以前に戻して。
- ③高齢者、障がい者、生活困窮者の熱中症対策のため、エアコン購入、電気代補助など市独自の制度を創設して。
- ④年長者施設利用証の3割負担を元の無料に戻して。
- ⑤障がいを持つすべての人が地域で生活し、活動できるようグループホーム、ケアホームなどの施設の設置など対策を充実して。
- ⑥高齢者が安心して生活できるように、交通や買い物の便利な所に公営住宅を作って。
- ⑦高齢者や障がい者の交通難民、買い物難民をなくし、人間の尊厳を保った地域での生活が出来るよう具体策を検討して。
- ⑧北九州市重度障がい者タクシー利用券を、毎月4回利用から年間を通して利用できるものに変えて。

## 2、介護保険制度

- ①介護保険料を軽減し、低所得者に対する減免制度の改善をして。
- ②低所得の市民も必要な介護サービスを利用できるように、利用料の減免制度をつくって。利用料の引き上げで負担を増やさないようにして。
- ③介護サービス利用を抑制する認定制度を改善し、要支援1、2該当者のサービスが下げられることのないよう「地域支援事業」を元に戻すように国に要望して。福祉の専門職のサービスが受けられるようにして。介護利用者が希望する、家事援助、身体介護援助のサービスを充実させて。
- ④介護利用者やサポートしている人に対して、介護事業者、ケアマネジャーの家族関係、金銭関係など、人権を侵害する干渉や介入を改めさせて。

- ⑤重度の人ほど高い介護利用料の軽減をして。
- ⑥特別養護老人ホーム、養護老人ホームなど低料金で入所出来る施設を増設し、待機者をなくして。
- ⑦無年金・低年金など、所得が少ないために、保険料を滞納していた要介護者に対してペナルティーを行わないで。
- ⑧障がい者が65歳になったときの介護保険への切り替えを、サービスが低下しないように負担が増えないように、厚生労働省の通知に沿って改善して。

## 3、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

- ①国保の広域化で保険料の負担が増えないようにして。高すぎる保険料は低所得者の生活実態に合わせて引き下げて。
- ②必要な医療が受けられるように資格証をやめて保険証を交付して。
- ③医療費窓口一部負担金減免の制度は、所得の低い人が使いやすい制度となるように改善して。
- ④保険料滞納者の差し押さえを行わないで。
- ⑤国民健康保険の平等割り・均等割を廃止して。子育て支援を進めるために子どもの均等割は緊急に廃止して。

## 4、安心できる医療体制

- ①休日・夜間の救急医療を充実し、深夜の診療を再開して。
- ②市立病院でも、低所得者で生活に困窮している人に無料・低額診療を実施して。
- ③子どもの医療費助成制度を拡充し、自己負担額を無くし、中学校卒業までの医療費を無料化して。
- ④インフルエンザの予防接種の無料化をして。
- ⑤肺炎球菌ワクチンの予防接種の無料化をして5年ごとに再接種できるようにして。
- ⑥生活保護利用者も含め検診利用率を高めるために、いっそうの努力をして。

## 5、生活保護

- ①生活保護基準引き下げを2019年9月以前に戻すように、国に要望して。
- ②生活保護が市民のセーフティネットであり、利用することは法的権利であることを明確にし、申請書は各福祉事務所のカウンターに置いて。生活保護の実施にあたっては、申請権、受給権の侵害をしないようにして。面接時間を短くし

- て。
- ③一括同意書について、5項目の例示は誤解を招くので削除して提出を強制しないで。
- ④扶養義務者に対する調査や通知については扶養することが保護を受ける前提や要件でないことを明らかにし、申請者の同意や家族関係、扶養義務者との関係も十分に配慮し強要をしないで。
- ⑤12カ月ごとの資産申告書の強要はやめて。人権侵害の現金の確認や通帳の提出はやめて。
- ⑥熱中症対策も含めた夏季加算の新設を国に要望して。必要性、緊急性の観点から北九州市独自で夏季の電気代の補助を創設して。2018年4月以前のエアコンがない利用者、壊れた利用者にも一時扶助で支給出来るようにして。
- ⑦保護申請者の決定までの期間は、法律で定められた14日以内を守って。
- ⑧就労指導は、自立助長につながるように、本人の心身状態、適性などに十分配慮し、本人の意思に反した押しつけ・強制にならないようにして。
- ⑨後発医薬品使用を強制することはやめて。
- ⑩「住生活基本計画」に沿って住居を確保できるように住宅扶助を福岡市並みに引き上げて。転居によって自立の阻害のおそれがある場合、近隣に住宅扶助基準以下の家賃の住居がない場合に特別基準を認めて。共益費、管理費は住宅扶助で支給するよう国に要望して。
- ⑪介護保険の利用にあたっては抑制することなく、ケアマネジャーの作成したケアプランを尊重して。
- ⑫自動車の保有、使用の条件を緩和して。バイクについては、基本的に保有が認められていることを周知徹底させて。
- ⑬生命保険等の給付金、交通事故の慰謝料、年金遡及金などについて自立更生の費用があることを生活保護利用者に周知徹底して。災害による見舞金は収入認定しないで。
- ⑭一人暮らしの保護受給者が死亡したときの家財処分料は、行政が負担して。
- ⑮一時扶助等の申請時に、2社以上からの見積書添付を求められていますが、1社にして。
- ⑯生活保護変更決定通知書は一定の改善が行われましたが、就労外収入や保護開始時の追加支給、戻入や返還などの内容や内訳が分かるように改善して。

- ⑰警察からの問い合わせに、全項目、無条件に回答するやり方を改めて。

## 6、教育・子育て

- ①子どもの権利・人格を保障し、競争教育ではなく、発達や能力がのびる教育、30人学級、少人数学級を実施して。
- ②学校給食は食育としての責任を明確にし、給食費を無償にして。民間委託はしないで自校方式にして。
- ③生活保護費引き下げで、就学援助基準を下げないで、北九州市民の所得状況から現行の適用基準を維持して。さらに充実・拡充されるよう検討して。
- ④学童服、水着などを支給して。就学援助のPTA会費、生徒会費、クラブ活動費を支給して。
- ⑤アトピー性皮膚炎、喘息について学校病の対象になるよう国に要請して。
- ⑥保育料を軽減し、無認可保育所への助成を増やし、保育を民間任せにすることや儲けの対象にする規制緩和は行なわないようにして。
- ⑦共働き世帯、1人親世帯の子育て支援を充実して。
- ⑧給付型奨学金制度を創設し、無利子奨学金の枠を拡充し、保証人の基準を緩和して。
- ⑨提出義務のない、18歳の市民の名簿を自衛隊に提出しないで。

## 7、働く場の確保

- ①高齢者や障がいのある人の仕事の確保と拡充を図って。
- ②公園や遊休地、廃屋などの草刈など、高齢者・障がい者等にも行える仕事を確保・拡充し、北九州市が直接雇用する事業を行なって。

## 8、建築・上下水道・その他

- ①希望する市民が入居できるように市営住宅を便利なところに増やして。緊急枠を確保して。
- ②住宅困窮者への先着順の常時募集は、交通や買い物が便利な市営住宅にも入居できるように改善して。
- ③下水道使用料金の減免制度を低所得世帯にも適用できるように拡充して。
- ④ゴミ袋を無料にして。当面、値下げして。
- ⑤高台にある市営住宅を平地に建設して。またエレベーターのない市営住宅にエレベーターをつけて。

